

令和5年度(2023年度) 松本市職員採用資格試験要綱【12月試験】

この試験は、松本市職員の採用候補者を決定するために行うものです。

受付期間 第1次試験	令和5年11月6日(月)から11月28日(火)まで 令和5年12月10日(日)
---------------	--

1 試験の種類、区分、採用予定人員、受験資格

試験の種類	試験区分	採用予定人員	受験資格
大学卒業程度	行政C	各若干名	【小論文試験枠】昭和63年4月2日から平成9年4月1日までに生まれ、大学卒業程度の学力を有する人 【満27歳から満35歳までの方】※専門試験を免除し、小論文試験を実施
	土木		昭和58年4月2日から平成16年4月1日までに生まれ、大学・高専卒業程度の学力を有する人で、左記試験区分の専門課程を卒業又は令和6年3月までに卒業見込みの人【満20歳から満40歳までの方】
	建築		【実務経験者枠】 昭和58年4月2日から平成16年4月1日までに生まれ、大学・高専卒業程度の学力を有する人で、左記試験区分の専門課程を卒業。令和5年3月31日までの7年間に、民間企業等での実務経験が通算5年以上あり、実務経験を証明できる人【満20歳から満40歳までの方】※教養試験免除

※今年度、すでに大卒程度の試験を申込みした方の受験はできません。

(1) 日本国籍を有しない人も受験できます。(就職が制限されている在留資格の人は除きます。)

(2) 住所制限はありません。採用後松本市へ通勤可能であれば結構です。

松本市役所ではエコ通勤に取り組んでいるため、採用後は原則としてマイカー以外での通勤となりますので、予めご承知おきください。

(3) 次のいずれかに該当する人は受験できません。(地方公務員法第16条欠格条項)

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

イ 松本市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

2 試験の方法

(1) 第1次試験

【全試験区分共通】※土木、建築の【実務経験枠】は免除

試験の種目	出題分野
教養試験(Light) 択一式 60題 試験時間 75分	社会についての関心や基礎的・常識的な知識、職務遂行に必要な基礎的な言語能力・論理的思考力を検証する問題

【専門試験】

試験区分	試験の種目	出題分野
大学卒業程度	土木	専門試験 択一式 30題 試験時間 2時間
	建築	
	行政C (小論文試験枠)	小論文試験 記述式 800字以内 試験時間 1時間30分

(2) 第2次試験および第3次試験

第2次試験 (第1次試験合格者対象)	第2次面接試験(個別面接)	人柄、性向等についての面接
第3次試験 (第2次試験合格者対象)	第3次面接試験(個別面接) 資格審査	人柄、性向等についての面接

3 試験日時、試験会場及び合格発表

(1) 第1次試験

日 時	12月10日(日) 受付：午前 9時20分～10時00分
試験会場	松本市勤労者福祉センター 松本市中央4-7-26
合格発表	12月中旬の予定です。 受験者全員に合否の結果をメールでお知らせするほか、合格者受験番号を市役所正面掲示板に掲示するとともに、発表日の午後に松本市公式ホームページにも掲載します。

(2) 第2次試験(詳細は、第1次試験合格者に対し、別途お知らせします。)

日時・会場等	12月25日(月)、松本市勤労者福祉センターの予定です。
合格発表	1月初旬の予定です。

(3) 第3次試験(詳細は、第2次試験合格者に対し、別途お知らせします。)

日時・会場等	1月20日(土)、松本市役所の予定です。
合格発表	1月下旬の予定です。

※ 第1次試験から第3次試験まで、いずれの試験も受験者の成績が一定の基準に達しない場合は、合格者なしとすることがあります。

4 受験手続等

- (1) 受付期間 令和5年11月6日(月)から11月28日(火) 17時まで
- (2) 申込手続等

松本市ホームページのリンクからインターネット経由で、お申し込みください。

松本市ホームページ

令和5年度(2023年度)松本市職員採用資格試験要綱【12月試験(追加)】

(基本情報 > 職員人事・採用 > 採用情報でも検索できます)

ホームページのリンクを使わず、直接申し込む方はこちら

インタビューメーカー <https://imk.pw/c/QYx3A9e7RCgwFQte>

(申込期間以外はページに接続できません)



なお、インターネットによる申し込みができない場合は、お早めに職員課人事担当へご相談ください(平日の午前8時30分から午後5時15分までの間)。また、申し込み期限を過ぎた場合は、事情を問わず(ただし、松本市側のシステム等の不具合を除く)申し込みは受け付けませんので、余裕を持ってお申し込みください。

- (3) 申込み方法

インターネット(スマートフォン、PC、タブレット端末)から、松本市役所のホームページに掲載している「令和5年度松本市職員採用試験の受験申込の手順」を必ず確認し、手順に従ってお申し込みください。

- ※ 申し込みは一時保存ができません。事前に証明写真データ(上半身、無帽・無マスク、正面)をご用意ください。また、志望動機、やってみたい仕事など、回答に時間のかかる項目もございますので、お時間のある時にご準備の上、お申し込みください。

- ※ 履歴書等の紙ベースでの書類の郵送や提出は不要です。

5 採用

- (1) 最終合格者は、松本市職員採用候補者名簿に登載し、令和6年(2024年)4月1日以降順次採用する予定です。なお、卒業又は資格・試験等を必要とする試験区分で、卒業又は資格取得ができなかった場合、あるいは必要な経験を満たしていなかった場合は採用候補者名簿から抹消します。
- (2) 採用候補者名簿の有効期間は、令和7年(2025年)3月31日までです。過去の例によると、名簿登載者は本人辞退の場合を除いて全員採用されています。
- (3) 採用後、行政需要の変化等により、試験区分と異なる業務に従事していただくこともあります。

6 給与

- (1) 初任給(月額)は下記のとおりですが、採用時までに改定等があった場合はそれによります。
 - ア 大学卒業程度(新規大学卒業者) 196,200円
- (2) 前歴のある方は、規定により前歴調整を行います。
- (3) 各種手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。(地域手当3%など)

7 試験区分による主な職務内容

試験区分		主な勤務予定部署	主な職務内容
大学卒業程度	行政	市役所全課	行政各分野における業務全般
	土木	建設部全課、耕地課、森林環境課、水道課、下水道課等	土木・都市整備関係の計画調査、設計、施工監
	建築	都市計画課、建築指導課、公共施設マネジメント課等	市有施設の設計、施工監理、保守管理、許認可事務等、土木・都市整備関係の計画調査等

※ 主な勤務予定部署、主な職務内容は、現時点におけるものです。行政需要の変化等により、上記部署以外への配属や、試験区分に関係のない業務に従事していただくことがあります。

8 外国籍職員の任用について

外国籍の職員は、「公権力の行使」及び「公の意思の形成へ参画」しない職務に就いていただきます。

(1) 「公権力の行使」に該当しない職務と該当する職務の代表例は次のとおりです。

該当しない職務 (外国籍職員が担当できる職務)	該当する職務 (外国籍職員が担当できない職務)
庶務、広報、職員給与、福祉計画、観光、会計、社会・学校教育、市道の設計・工事監理、市営住宅の設計・工事監理等	税の賦課・滞納処分、生活保護、都市計画決定・立ち入り調査、違反建築物等に対する使用禁止命令

(2) 「公の意思の形成へ参画」する職は次のとおりです。

行政施策の企画立案、予算の編成等施策的判断を伴う事務について決定権を有する職

9 試験の問い合わせ

採用試験に関して不明な点は、松本市役所総務部職員課へ問い合わせてください。

電話：直通（0263）34-3275 代表（0263）34-3000（内線1153）

職員課人事担当メールアドレス：jinji@city.matsumoto.lg.jp

職員採用資格試験は、松本市民の貴重な税金を使って実施します。
試験を申し込まれる方は、必ず受験されるようお願いいたします。
松本市に就労の意志のない方の受験、模擬試験代替りの受験は固くお断りします。